ロ　次に掲げる土地に存する標柱十七号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱十七号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十一年建設省告示第千七百十五号で指定した同号七に掲げる土地の区域及び昭和六十三年建設省告示第千六百号で指定した同号三十四に掲げる土地の区域を除く。）

北海道上磯郡知内町字元町
九三番一　十七号
九四番二　三十六号

北海道上磯郡知内町字涌元
三一番一　十八号から三十五号まで

三(一)　砂防法第二条の土地の表示

山栗川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線、標柱十一号と十二号を平成五年建設省告示第千六百八十五号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十二号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道上磯郡知内町字元町
九九番七七　一号及び二十四号
九九番四六　二号から五号まで
九九番五　六号
九九番七　七号
九九番八　八号
九九番一〇　九号
九五番二　十号
九五番四一　十一号
九五番六　十二号
九五番四　十三号から十八号まで
九九番二　十九号
九九番六六　二十号
九九番七九　二十一号
九九番一　二十二号
九九番八七　二十三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱二十五号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱二十五号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成五年建設省告示第千六百八十五号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）

北海道上磯郡知内町字元町
九五番四四　二十五号
九五番一一　二十六号
九五番一五　二十七号
九五番一七　二十八号から三十号まで
九五番一八　三十五号
九五番一二　三十六号

北海道上磯郡知内町字涌元
三一番一　三十一号から三十四号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

セブ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成六年建設省告示第千九百一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

北海道新冠郡新冠町
字泉
八番二　一号
八番四　二号
五一八番　三号
二六一番一　四号から六号まで及び十五号から十七号まで
二六一番三　七号から十四号まで、十八号及び十九号
字新栄　二四二番　二十号、二十一号及び二十四号
一八三番二　二十二号
一八三番一　二十三号
一八一番　二十五号
一七九番二　二十六号
一七三番　二十七号及び二十八号
一七一番　二十九号

## ○国土交通省告示第千八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

渋田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号を順次結んだ線及び標柱一号と十一号を平成四年建設省告示第六百六号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県伊勢原市西富岡字宝地
一一六一番三　一号及び二号
一一六一番　三号から六号まで
一一六〇番　十号及び十一号から九号まで
一一五番二　二十八号から三十号まで
九五番一七　三十五号
九五番一八　三十六号
九五番一二　三十六号

北海道上磯郡知内町字涌元
三一番一　三十一号から三十四号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

セブ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成六年建設省告示第千九百一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

北海道新冠郡新冠町
字泉
八番二　一号
八番四　二号
五一八番　三号
二六一番一　四号から六号まで及び十五号から十七号まで
二六一番三　七号から十四号まで、十八号及び十九号
字新栄　二四二番　二十号、二十一号及び二十四号
一八三番二　二十二号
一八三番一　二十三号
一八一番　二十五号
一七九番二　二十六号
一七三番　二十七号及び二十八号
一七一番　二十九号

## ○国土交通省告示第千八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

渋田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号を順次結んだ線及び標柱一号と十一号を平成四年建設省告示第六百六号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県伊勢原市西富岡字宝地
一一六一番三　一号及び二号
一一六一番　三号から六号まで
一一六〇番　十号及び十一号から九号まで
一一五番二　二十八号から三十号まで
九五番一七　三十五号
九五番一八　三十六号
九五番一二　三十六号

北海道上磯郡知内町字涌元
三一番一　三十一号から三十四号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

セブ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成六年建設省告示第千九百一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

北海道新冠郡新冠町
字泉
八番二　一号
八番四　二号
五一八番　三号
二六一番一　四号から六号まで及び十五号から十七号まで
二六一番三　七号から十四号まで、十八号及び十九号
字新栄　二四二番　二十号、二十一号及び二十四号
一八三番二　二十二号
一八三番一　二十三号
一八一番　二十五号
一七九番二　二十六号
一七三番　二十七号及び二十八号
一七一番　二十九号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号を順次結んだ線及び標柱一号と十三号を平成四年建設省告示第六百六号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県伊勢原市西富岡字道替戸
一一四六番　一号から四号まで
一一四七番一　五号から十三号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号を順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成四年建設省告示第六百六号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県伊勢原市西富岡字宝地
一一七一番　一号から四号まで

ニ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号を順次結んだ線及び標柱一号と五号を平成四年建設省告示第六百六号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県伊勢原市西富岡字道替戸
一一三七番　一号から五号まで

ホ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号を順次結んだ線及び標柱一号と五号を平成四年建設省告示第六百六号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県伊勢原市西富岡字宝地
一一八〇番三　一号、四号及び五号
一一七九番二　二号及び三号

## ○環境省告示第百五十四号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年十月十日

環境大臣　長浜　博行

表（10E、14E、16E）－（1R、4S、5'S、6R、6'R、8R、12R、13S、20R、21R、24S）－21、24－ジヒドロキシ－5'、6'、11、13、22－ペンタメチル－2－オキソ－3、7、19－トリオキサテトラシクロ［15．6．1．$1^{4,8}$．$0^{20,24}$］ペンタコサ－10、14、16、22－テトラエン－6－スピロ－2'－テトラヒドロピラン－12－イル＝（Z）－2－メトキシイミノ－2－フェニルアセテート（別名レピメクチンA3）及び（10E、14E、16E）－（1R、4S、5'S、6R、6'R、8R、12R、13S、20R、21R、24S）－6'－エチル－21、24－ジヒドロキシ－5'、11、13、22－テトラメチル－2－オキソ－3、7、19－トリオキサテトラシクロ［15．6．1．$1^{4,8}$．$0^{20,24}$］ペンタコサ－10、14、16、22－テトラエン－6－スピロ－2'－テトラヒドロピラン－12－イル＝（Z）－2－メトキシイミノ－2－フェニルアセテート（別名レピメクチンA4）の混合物（別名レピメクチン）の項の次に次のように加える。

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

与瀬中野沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県相模原市緑区与瀬字孫山
三一番一　一号
二五番イの一　二号及び三号
三〇番ロ　四号
一番一　五号から八号まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

真名倉沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県愛甲郡愛川町半原字日々良野
六一四七番イ　一号及び二号
六一四六番一　三号及び四号
六一四〇番　五号から九号まで

神奈川県相模原市緑区長竹
字大棚　三四五四番一　十号から十四号まで及び十七号
三四五四番一〇　十五号及び十六号
字丸山　三五〇六番一　十八号及び二十号から二十三号まで
三五〇六番二五　十九号
三五一一番一　二十四号